

審査基準

基準の名称	管理者を医療法人の理事に加えない認可の審査基準	
法令等名	根拠条項	許認可等・処分の概要
医療法	46の5-6	管理者を医療法人の理事に加えない認可
基準の内容		
<p>病院、診療所又は老人保健施設の管理者の理事就任 法第四十六条の五第六項の規定の趣旨は、医療施設において医療業務に関する実質的な責任を有している管理者の意向を法人の運営に正しく反映させることを目的としたものであること。 なお、同項ただし書の規定に基づく都道府県知事の認可は、多数の病院、診療所又は老人保健施設を開設する医療法人で、離島など法人の主たる事務所から遠隔地にある病院、診療所又は老人保健施設の管理者について行われるものであること。</p>		